

「運転経歴証明書」、「在留カード」及び「特別永住者証明書」について

- 「ろうきん UC カード」のお申し込みにあたり、犯罪収益移転防止法に基づき、公的書類にてご本人であることを確認させていただいております。

2012年4月の法改正に伴い、新たに次の公的書類が本人確認資料として取扱うことになりました。

① 「運転経歴証明書」

…運転免許証の取り消しを自ら申請し（運転免許証の自主返納）、全ての免許を取り消された方（免許証の返納をした方）が交付を申請することが出来る証明書

② 「在留カード」及び「特別永住者証明書」

「在留カード」…適法な在留資格を有し、在留期間が3ヵ月を超える中長期滞在者に対し交付されるカード

「特別永住者証明書」…特別永住者に対して交付される証明書

- * 「外国人登録原票の写し」、「外国人登録原票の記載事項証明書」、「外国人登録証明書」については、「在留カード」または「特別永住者証明書」とみなされる書類に限り有効です。

【個人クレジットカードお申し込みの方】

■ 「ご本人様特定番号」の記入について

運転免許証または運転経歴証明書をお持ちの方は、運転免許証（または運転経歴証明書）番号12桁をご記入ください。

【法人クレジットカードお申し込みの方】

- お申し込みに必要な書類のうち、代表者および管理責任者の本人確認書類について運転経歴証明書、在留カード及び特別永住者証明書も本人確認資料として有効になりました。

<個人カードについてのお問い合わせ先>

☎ 03-6893-8229

<法人カードについてのお問い合わせ先>

☎ 03-3295-6737

営業時間…平日9:00~17:00（土日祝日・年末年始は休業）